

## 平成20年度奈良県中央善意銀行預託金配分助成の募集について

「地域住民・地域社会との協働・絆づくり」をメインテーマとした助成事業を募集します。

### 対象団体

◇ 地域福祉活動を目的とする民間団体、法人格の有無は問いません。

### 対象事業

- ◇ 「地域住民・地域社会との協働・絆づくり」に対し助成します。
  - ・住民や地域の社会資源等と協働して事業を展開し、地域に福祉の効果を還元し、貢献する事業
  - ・福祉分野において特にサービスや要援護者への支援が十分に整備されたいない分野を対象としている事業
  - ・要援護者への理解を深めるため、地域社会に啓発を促す事業
- ◇ 次に該当する場合は、対象外とします。
  - ・国または地方公共団体が行うべき事業あるいは委託された事業
  - ・営利目的の事業
  - ・個人の生活支援にかかる経費
  - ・食料費、宿泊費、備品費、車両購入費、職員の人件費
  - ・外部委託が著しい事業、奈良県外で行われる事業など

### 助成金額

◇ 1団体の上限金額

**30万円**

◇ 平成20年4月1日（火）から5月31日（土）必着

### 選考方法・発表

・奈良県中央善意銀行運営委員会において選考を行い、結果は平成20年6月まで申込団体すべてに文章にてご通知します。なお、不採用にかかわる理由についてはお知らせできませんので、予めご了承ください。

#### 《お問い合わせ先》

奈良県社会福祉協議会 福祉教育・ボランティア活動センター係  
 〒634-0061 橿原市大久保町320-11  
 TEL: 0744-29-0155 FAX: 0744-26-0234

## 知的財産権制度 Q & A

### Q. 知的財産権あるいは、産業財産権という言葉を目にするのですが、どのような権利なのでしょう？

**A.** 知的財産権（知的所有権）とは、人間の幅広い知的創造活動の成果を創作した人の財産として保護するための権利です。具体的には、発明を保護する特許権、アイデアを保護する実用新案権、デザインを保護する意匠権、商品・サービスに使用するマークを保護する商標権、文芸・美術・音楽などを保護する著作権など様々な権利があります。

#### 補足説明

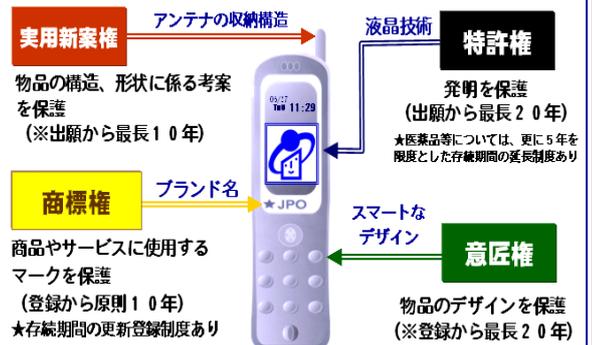
産業財産権（工業所有権）とは、知的財産権のうち、特許権、実用新案権、意匠権および商標権の総称です。産業財産権は、いずれの権利も特許庁に出願しないと、権利が発生しません。

中でも特許権、意匠権、及び商標権は、特許庁に出願した後に、審査を経て登録されることにより、権利が発生します。（実用新案権は無審査で登録）これに対して、著作権は、何らの手続きをしなくても、著作物を創作した時点で自動的に権利が発生します。

※実用新案権の権利期間は、平成17年4月1日以降の出願より、「出願から6年」から「出願から10年」に延長されました。

※意匠権の権利期間は、平成19年3月31日までの出願については、「登録から15年」、平成19年4月1日以降の出願について

### 産業財産権とは



( ) は産業財産権の権利期間